

【 事業者免税点制度(消費税) 】

こんにちは、税理士の後藤文です。
今年は「社会保障と税の一体改革」の議論の中で、消費税増税の話題が盛んですね。実はこの消費税、平成 23 年度の税制改正においてもいくつか重要な改正が行われています。今回は、そのうち「**事業者免税点制度**」の改正について、簡単にご紹介します。



Q 事業者免税点制度とは

中小企業者等については、事務負担の軽減や課税事務の簡便化から、基準期間(個人は前々年、法人は前々事業年度)の課税売上高が1,000万円以下の事業者については、消費税の納税義務が免除されています。

そのため、個人事業者の事業開始年及びその翌年、法人の設立1期目及び2期目は、基準期間がないため原則として免税事業者になります。

※ただし、基準期間がない法人のうち、その事業年度開始の日における資本金(出資金)が1,000万円以上である法人については、上記期間中の納税義務は免除されません。

Q 平成23年度の改正点とは

これまでは「基準期間の課税売上高」という要件をクリアし免税事業者となれば、預かった消費税を納付する必要はなく、その額は事業者の収入となっていました。しかし、今後消費税率が上がれば、その納付しない消費税が、国の税収に与える影響は更に大きくなっていきます。

そこで免税事業者の判定基準に、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、**特定期間の課税売上高が1,000万円を超えている場合には、納税義務が免除されない**という要件が追加されました。

★特定期間とは、次の期間をいいます。

- ① 個人
⇒前年 1/1～6/30 まで
- ② 法人(③以外)
⇒前事業年度開始の日～6ヶ月間
- ③ 法人で前事業年度の月数が7ヶ月以下であるもの
⇒前々事業年度(基準期間に該当する事業年度を除く)開始の日～6ヶ月間。ただし、前々事業年度が6ヶ月以下の場合には、前々事業年度開始の日～終了の日までの期間。

★給与等による判定

上記「特定期間の課税売上高」については、課税売上高にかえて、特定期間中に支払った**給与等の支払額**により判定することもできます。これらの給与等には、所得税の課税対象となる諸手当及び賞与を含み、未払いの給与等や、課税対象外である通勤手当等は含まれません。

★適用時期

この改正は、個人については平成 25 年分以降、法人については平成 25 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度について適用されます。

Q 免税事業者となるには

平成 25 年以降に開始する期間については、**①基準期間の課税売上高が1,000万円以下、②特定期間の課税売上高(又は給与等の支払額)が1,000万円以下**、のいずれの要件も満たしている事業者に限り、免税業者に該当することになります。

この改正により「免税」だったものが「納税」に変わります。そもそも預かっているものとはいえ、それ相応の負担になることは否めません。上記改正点に該当する可能性のある方は、今後の資金繰り等については、十分ご留意下さい。

また、改正内容の詳細については、弊社担当者までお問い合わせ下さい。

(税理士/後藤 文)